

供給条件説明書

1. 申し込み方法

- インターネットもしくは申込書により申し込みいただけます。

2. 電気の需給開始予定日等

- 他の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替える場合の需給開始予定日は、お客さまのお申し込みをいただいた後、一般送配電事業者および新旧小売電気事業者において切替手続が完了した日から1営業日に2暦日を加えた日以降に到来する最初の検針日となります。ただし、スマートメーターへの取替工事が必要となる場合は、切替手続が完了した日から原則8営業日に2暦日を加えた日以降に到来する最初の検針日となります。
- ただし、当社または新旧小売電気事業者もしくは一般送配電事業者との調整の都合上、やむをえない場合には、この限りではありません。

3. 電気料金

- マンション共用部割プラン（電灯）は以下の通りです。

基本料金は以下の通りです。（一月につき）

（税込）

契約電流	基本料金
契約電流 30 アンペア	817 円 13 銭
契約電流 40 アンペア	1,067 円 04 銭
契約電流 50 アンペア	1,333 円 80 銭
契約電流 60 アンペア	1,583 円 71 銭

（税込）

契約容量	基本料金
契約容量 6 キロボルトアンペア以上 50 キロボルトアンペア未満	
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	263 円 95 銭

従量料金は以下の通りです。（一月につき）

契約電流 30 アンペアの場合 (税込)

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 93 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 22 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 12 銭

契約電流 40 アンペアの場合 (税込)

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 54 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 70 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 52 銭

契約電流 50 アンペアの場合 (税込)

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 54 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 70 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 52 銭

契約電流 60 アンペアの場合 (税込)

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 35 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 44 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 22 銭

契約容量 6 キロボルトアンペア以上、50 キロボルトアンペア未満の場合 (税込)

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 35 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 44 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 22 銭

- 動力プランは以下の通りです。

基本料金は以下の通りです。（一月につき）

（税込）

契約電力1キロワットにつき	991 円 44 銭
---------------	------------

従量料金は以下の通りです。（一月につき）

（税込）

	夏季料金	その他季料金
第1段階使用量までの 1キロワット時につき	17 円 06 銭	15 円 51 銭
第1段階使用量をこえる 1キロワット時につき	19 円 55 銭	19 円 55 銭

※第1段階使用量とは、契約電力に80時間を乗じた電力量とします。

- 料金には燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。（詳しくは電気需給約款【低圧】（東京電力管内・マンション共用部割プラン）でご確認ください）

4. 工事費等

- 計量器および電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。
- ただし、特に多額の費用を要する場合はお客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。
- 電力需給の開始または需給契約の変更等に伴い、一般送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づいて、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

5. その他ご負担いただく費用

- お客さまが、支払期日を超過して、なお料金を支払われない場合、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて年利10%の延滞利息を申し受けます。
- お客さまから申し出があった場合、請求書・利用明細書・領収書（手数料216円/通・税込）、支払証明書（同756円/通・税込）を発行いたします。

6. 供給電圧および周波数

- 供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト、もしくは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルト、または交流3相3線式標準電圧200ボルトです。
- 周波数は原則として標準周波数50ヘルツです。

7. 供給電力（量）の計測方法および料金調定方法

- 使用電力量の計量は、一般送配電事業者が取り付ける記録型電力量計の読みによるものと、託送供給等約款における接続供給電力量をもって使用電力量とします。
- 料金の算定期間は「一月」とし、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。
- 料金の支払義務は原則として検針日に発生するものとし、支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当社に合理的な理由がある場合は、当社の別途指定する日まで、延伸または短縮することがあります。

8. 料金の支払方法

- クレジットカードもしくは口座振替の、2種類からご選択いただけます。なお、クレジットカードによるお支払いの場合は、指定カードの発行会社の規約に基づきお支払いいただけます。

9. お客さま側の保安等に関するご協力

- 一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等についてご協力をお願いします。
- 一般送配電事業者の供給設備の故障・点検・修繕・変更その他工事上やむをえない場合、または需給上・保安上必要な場合、お客さまの電気の使用の制限・中止にご協力をお願いします。
- 業務上必要とする場合に、お客さまの土地または建物に立ち入ることにご承諾をお願いします。
- 一般送配電事業者が実施する託送供給の停止に伴い、お客さまの電気設備に適当な処置を行う場合に、必要に応じてこれにご協力をお願いします。
- お客さまが引込線、計量器等その他需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずる恐れがあると認めた場合、またはお客さまの電気工作物に異状・故障があり、それが一般送配電事業者の電気工作物に影響を及ぼすおそれがある場合、速やかに一般送配電事業者へ通知していただけます。

- ・お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件・設備の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめ、その内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。
- ・お客さまが電気工作物の変更工事を行った場合には、その工事が完成したとき、速やかにその旨を一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。また一般送配電事業者が法令に定められた調査を行う際には、必要に応じて配線図のご提示などご協力をお願いします。

10. 契約期間・更新

- ・契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始日以降1年目までといたします。
- ・契約期間満了に先だって需給契約の消滅・変更が無い場合、需給契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。

11. 契約変更・解約の期間制限

- ・契約変更・解約の期間制限は設定致しません。

12. 契約変更・解約に伴う費用

・契約後、供給開始前の契約解除

一般送配電事業者が供給設備の一部または全部を施設したのち、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を変更または廃止される場合は、当社は、一般送配電事業者から当社に請求された当該費用の実費をお客さまから申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

・契約後1年未満の契約解除

お客さまが契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流もしくは契約容量を減少しようとする場合には、当社は、原則、需給契約の変更または消滅の日に、託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から当社に請求された料金、工事費の精算額をお客さまから申し受けます。

13. お客さまからの申し出による契約の変更

- ・契約電流、契約容量等の変更をされる場合は、申込みをされた日以後、原則として最初の検針日から適用いたします。

14. 当社からの申し出による解約

- ・お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は需給契約を解約する場合があります。
 - ・一般送配電事業者により電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - ・お客さまが支払期日をさらに20日経過して、なおこの需給契約の料金または他の需給契約の料金を支払われない場合
 - ・お客さまが料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他電気需給約款【低圧】（東京電力管内・マンション共用部割プラン）から生ずる金銭債務をいいます）を支払われない場合
 - ・お客さまが電気需給約款【低圧】（東京電力管内・マンション共用部割プラン）に記載されていることに違反した場合
 - ・お客さまが反社会的勢力関係者と判明した場合、または反社会的勢力関係者の疑いがあると認められた場合

15. 電気の使用方法

- ・お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはそのおそれがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

16. その他

- ・お客さまが契約開始以前に電気を使用していた場合の電力使用は無契約での電力使用となるため、遡及して当社との契約が必要になります。
- ・当社と新規にご契約いただくに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せ下さい。

17. お問い合わせ先 ※お問い合わせ及び契約の変更・解除のお申し出は下記お客さまサポートセンターへ

<p>小売電気事業者：中央電力エナジー株式会社（A0020） 東京都港区赤坂1丁目9-13 三会堂ビルディング 6階</p>	<p>代理店（媒介者）</p>
<p>中央電力 お客さまサポートセンター TEL：0570-051-505 [月曜日～金曜日 9：00～17：00（土・日・祝日および弊社休業日を除く）] メールでのお問い合わせ E-Mail：energy_gyomu@denryoku.co.jp</p>	<p>（代理店向け）会社名・連絡先（電話番号・メールアドレス）・お客さまからのご連絡に応じることができる時間帯を記載ください。</p>